

2) 資源有効利用促進法に基づく硬質塩化ビニル管等に関する措置について

資源有効利用促進法

「再生資源の利用の促進に関する法律(リサイクル法)」は、「資源の有効な利用の促進に関する法律」と変更され、平成13年4月1日から施行されました。今回の法改正に伴い、従来の原材料としての再利用(リサイクル)に加えて、新たに廃棄物の発生抑制(リデュース)、部品等の再使用(リユース)対策が追加され、対象となる業種及び品目が大幅に追加されました。

特定再利用業種

出典:資源の有効な利用に関する法律施行令

(平成3年10月18日政令第327号)最終改正 平成19年3月2日政令第39号

制度の概要

平成13年4月1日から、判断基準(経済産業省令)に基づいて、硬質塩化ビニル管又は管継手(以下「塩ビ管等」という。)の製造業に属する事業者には塩ビ管等の製造用の原料として、使用済み硬質塩化ビニル管又は管継手(以下「使用済み管等」という。)の使用比率を向上させるための措置を行うことが義務づけられました。

対象となる事業者の範囲

塩ビ管等の製造業に属する事業者(年間の生産量が600トン未満の事業者を除く)

具体的な措置

出展:硬質塩化ビニル製の管又は管継手の製造業に属する事業を行う者の使用済み硬質塩化ビニル製の管又は管継手の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令

塩ビ管等の製造事業者が行うべき措置は、以下の通りです。

単独又は協同で、建設業者、国・地方公共団体と協力して、技術的且つ経済的に可能な範囲で、塩ビ管等の製造用原料に使用する使用済み管等の比率を向上させること
使用済み管等を利用するため、必要な設備(異物除去、粉碎設備等)を整備すること
他のプラスチック製の管や砂、ゴム等の異物を除去する技術、劣化した塩ビ管等を利用する技術、その他必要な技術を向上させること
毎年度、事業年度開始前に設備の整備や技術の向上など使用済み管等の利用に関する計画を作成すること。又、その実施状況について、記録を行うこと
需用者の使用済み管等の利用に関する理解を深める他、塩ビ管等の品質その他の必要な情報の提供を行うこと

指定表示製品

出典:塩化ビニル製建設資材の表示の標準となるべき事項を定める省令

(平成13年3月28日経済産業省令第94号)

制度の概要

硬質塩化ビニル製の管には、平成13年4月1日から使用後の分別を容易にするための識別表示が義務づけられました。

対象となる事業者の範囲

硬質塩化ビニル製の管の製造事業者及び自ら輸入した硬質塩化ビニル製の管を販売する事業者

表示方法

・表示の対象となる物

硬質塩化ビニル製の管（水道用、下水用、排水用、ケーブル保護用等の用いられる物とし、可塑剤を含まない物に限る。）管継手は含まない。

・表示する場所

管の外周面とする。

・表示の方法

印刷（転写、吹きつけ、インクジェット方式等）を基本とするが、ラベル（容易に剥がれない物）又は刻印での表示も可能とする。

・文字の大きさ

管の外径	文字の大きさ
80mm未満	JIS Z 8305に規定する14ポイント活字以上の大きさ
80mm以上	JIS Z 8305に規定する20ポイント活字以上の大きさ

・装飾等

字体 ----- ゴシック体を基本とする。

文字及び記号の色 ----- 管の色と比較して容易に識別できる色とする。

追加可能な文字記号 --- 「-U」（可塑剤が入っていないことを示す）とする。

縦横のバランス ----- 縦方向と横方向の比は「PVC」の場合概ね 対 5、「PVC-U」の場合は概ね 対 8とする。

表示の間隔 ----- 硬質塩化ビニル管の長さ1mごとに 1箇所以上とする。

・具体的な表示の例

PVC

14ポイントの場合

PVC

20ポイントの場合

PVC-U

同左、文字記号を追加する場合

塩ビ管の表示の例

JIS管

A JIS K 6741 エンビパイプ VU50 02011122 PVC-U

協会会員会社

商標

製造番号

再生管（REP管）

A エンビパイプ REP-VU50 PVC-U 02019